

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1 0 2 6 号

平成 30 年 12 月 27 日

木 曜 日

目 次

条 例

- 四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例 (組合議会) 2
- 四日市港管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (総務課) 3
- 常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 9
- 常勤の副管理者の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 11

公 告

- 平成 30 年度四日市港管理組合一般会計等補正予算の公表 (総務課) 12

条 例

四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 30 年 12 月 27 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 9 号

四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成 21 年四日市港管理組合条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前									
<p>(費用弁償)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項の旅費については、この条例に定めるもののほか、一般職に属する職員の例による。ただし、四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例(昭和 41 年四日市港管理組合条例第 10 号。<u>以下「旅費条例」という。</u>)別表第 1 に定める額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第 4 条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">宿 泊 料 (1 夜につき)</td> <td style="text-align: center;">食 卓 料 (1 夜につき)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">甲地方 <u>15,500 円</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>3,100 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乙地方 <u>14,200 円</u></td> </tr> </table> <p>備考 <u>甲地方及び乙地方とは、旅費条例に定める地域をいう。</u></p>	宿 泊 料 (1 夜につき)	食 卓 料 (1 夜につき)	甲地方 <u>15,500 円</u>	<u>3,100 円</u>	乙地方 <u>14,200 円</u>	<p>(費用弁償)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項の旅費については、この条例に定めるもののほか、一般職に属する職員の例による。ただし、四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例(昭和 41 年四日市港管理組合条例第 10 号)別表第 1 に定める額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第 4 条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">宿 泊 料 (1 夜につき)</td> <td style="text-align: center;">食 卓 料 (1 夜につき)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>16,500 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,300 円</u></td> </tr> </table>	宿 泊 料 (1 夜につき)	食 卓 料 (1 夜につき)	<u>16,500 円</u>	<u>3,300 円</u>
宿 泊 料 (1 夜につき)	食 卓 料 (1 夜につき)									
甲地方 <u>15,500 円</u>	<u>3,100 円</u>									
乙地方 <u>14,200 円</u>										
宿 泊 料 (1 夜につき)	食 卓 料 (1 夜につき)									
<u>16,500 円</u>	<u>3,300 円</u>									

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

四日市港管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 30 年 12 月 27 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 10 号

四日市港管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例(昭和 41 年四日市港管理組合条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域手当)</p> <p>第 1 2 条の 2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 7 級地 100 分の 3(規則で定める地域及び公署にあつては、<u>100 分の 4.6</u>)</p> <p>3 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第 1 7 条 (略)</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第 1 2 条の 2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 7 級地 100 分の 3(規則で定める地域及び公署にあつては、<u>100 分の 4.5</u>)</p> <p>3 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第 1 7 条 (略)</p>

2 宿日直手当の額は、その勤務 1 回につき、4,400 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

3 (略)

(勤勉手当)

第 22 条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 9 項第 4 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 90（特定管理職員にあつては、100 分の 110）、12 月に支給する場合においては 100 分の 95（特定管理職員にあつては、100 分の 115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再

2 宿日直手当の額は、その勤務 1 回につき、4,200 円（その宿直勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の 2 分の 1 に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては 6,300 円）を超えない範囲内において規則で定める額とする。

3 (略)

(勤勉手当)

第 22 条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 9 項第 4 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 90（特定管理職員にあつては、100 分の 110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再

任用職員の勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 42.5 (特定管理職員にあつては、100 分の 52.5) 、12 月に支給する場合においては 100 分の 47.5 (特定管理職員にあつては、100 分の 57.5) を乗じて得た額の総額

3～4 (略)

5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 21 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは「第 22 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日 (第 22 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第 3 項第 3 号において同じ。) から」と、「支給日」とあるのは「支給日 (第 22 条第 1 項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)」と読み替えるものとする。

附 則

1～11 (略)

12 附則第 9 項の規定が適用される間、第 22 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 1.35 (特定管理職員にあつては、100 分の 1.65) 、12 月に支給する場合においては 100 分の 1.425 (特定管理職員にあつては、100 分の 1.725) を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額

任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 42.5 (特定管理職員にあつては、100 分の 52.5) を乗じて得た額の総額

3～4 (略)

5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 21 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは「第 22 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日 (第 22 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。) から」と、「支給日」とあるのは「支給日 (同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

附 則

1～11 (略)

12 附則第 9 項の規定が適用される間、第 22 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.35 (特定管理職員にあつては、100 分の 1.65) を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 90 (特定管理職員にあつては、100 分の 110) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

に、6 月に支給する場合においては 100 分の 90（特定管理職員にあつては、100 分の 110）、12 月に支給する場合においては 100 分の 95（特定管理職員にあつては、100 分の 115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

第 2 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第 2 1 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 130</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの（規則で定める職員を除く。第 22 条及び附則第 12 項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100 分の 110</u> を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 72.5」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 62.5」とする。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 2 1 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5</u>、<u>12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの（規則で定める職員を除く。第 22 条及び附則第 12 項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 102.5</u>、<u>12 月に支給する場合においては 100 分の 117.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 80」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 55」と、「100</u></p>

4～6 (略)

(勤勉手当)

第 22 条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 9 項第 4 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 92.5（特定管理職員にあつては、100 分の 112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 45（特定管理職員にあつては、100 分の 55）を乗じて得た額の総額

分の 117.5』とあるのは「100 分の 70』とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第 22 条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 9 項第 4 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 90（特定管理職員にあつては、100 分の 110）、12 月に支給する場合においては 100 分の 95（特定管理職員にあつては、100 分の 115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 42.5（特定管理職員にあつては、100 分の 52.5）、12 月に支給する場合においては 100 分の 47.5（特定管理職員にあつては、100

3 ~ 5 (略)	分の 57.5) を乗じて得た額の総額 3 ~ 5 (略)
-----------	----------------------------------

(四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 27 年四日市港管理組合条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、<u>平成 31 年 3 月 31 日</u>までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(四日市港管理組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第 9 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料として支給する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、<u>平成 34 年 3 月 31 日</u>までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(四日市港管理組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第 9 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料として支給する。<u>ただし、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間は、当該額に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>100 分の 75</u></td> </tr> </table>	<u>平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで</u>	<u>100 分の 75</u>
<u>平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで</u>	<u>100 分の 75</u>		

4 ~ 1 0 (略)	平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで	100 分の 50
	平成 33 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで	100 分の 25
4 ~ 1 0 (略)	4 ~ 1 0 (略)	

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定（第 22 条第 2 項及び附則第 12 項の改正規定を除く。）による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用し、第 1 条の規定（第 22 条第 2 項及び附則第 12 項の改正規定に限る。）による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 第 1 条の規定による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の規定（以下の項において「新条例の規定」という。）を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 30 年 12 月 27 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 11 号

常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 常勤の副管理者の給与に関する条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正

する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第 2 条 常勤の副管理者は、前条の給料のほか通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 12 月 1 日 <u>100 分の 177.5</u></p> <p>(退職手当)</p> <p>第 3 条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 退職手当の額は、退職した日におけるその者の給料月額に常勤の副管理者としての在職月数を乗じて得た額に、<u>100 分の 32</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第 2 条 常勤の副管理者は、前条の給料のほか通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 12 月 1 日 <u>100 分の 172.5</u></p> <p>(退職手当)</p> <p>第 3 条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 退職手当の額は、退職した日におけるその者の給料月額に常勤の副管理者としての在職月数を乗じて得た額に、<u>100 分の 34</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>4・5 (略)</p>

第 2 条 常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第 2 条 常勤の副管理者は、前条の給料のほか通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6 月 1 日 <u>100 分の 167.5</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第 2 条 常勤の副管理者は、前条の給料のほか通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6 月 1 日 <u>100 分の 157.5</u></p>

(2) 12 月 1 日 100 分の 167.5(2) 12 月 1 日 100 分の 177.5

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の常勤の副管理者の給与に関する条例第 2 条の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、平成 30 年 12 月の期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第 1 条の規定による改正前の常勤の副管理者の給与に関する条例第 2 条の規定に基づいて平成 30 年 12 月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

常勤の副管理者の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 30 年 12 月 27 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 12 号

常勤の副管理者の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

常勤の副管理者の給料の特例に関する条例（平成 29 年四日市港管理組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公共団体を取り巻く厳しい財政状況に鑑み、平成 29 年 4 月 1 日から<u>平成 32 年 3 月 31 日</u>までの間（以下「特例期間」という。）において、常勤の副管理者の給料を減額するための特例を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公共団体を取り巻く厳しい財政状況に鑑み、平成 29 年 4 月 1 日から<u>平成 31 年 3 月 31 日</u>までの間（以下「特例期間」という。）において、常勤の副管理者の給料を減額するための特例を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

平成 30 年度四日市港管理組合一般会計等補正予算が平成 30 年 12 月 26 日に成立しましたので、次のとおり公表します。

平成 30 年 12 月 27 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

平成 30 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 254,238 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,190,395 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		2,733,174	△ 18,978	2,714,196
	1 負担金	2,733,174	△ 18,978	2,714,196
2 使用料及び手数料		619,296	10,554	629,850
	1 使用料	619,296	10,554	629,850
3 国庫支出金		284,500	△ 78,226	206,274
	1 国庫負担金	0	23,174	23,174
	2 国庫補助金	284,500	△ 101,400	183,100
4 県支出金		21,156	313	21,469
	1 県補助金	21,156	313	21,469
6 繰入金		30,000	19,205	49,205
	1 基金繰入金	30,000	19,205	49,205
7 諸収入		23,774	△ 106	23,668
	3 雑入	22,788	△ 106	22,682
8 組合債		1,722,000	△ 187,000	1,535,000
	1 組合債	1,722,000	△ 187,000	1,535,000
歳 入	合 計	5,444,633	△ 254,238	5,190,395

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		18,962	△ 94	18,868
	1 議会費	18,962	△ 94	18,868
2 総務費		709,910	49,308	759,218
	1 総務費	699,406	49,418	748,824
	3 監査委員費	9,594	△ 110	9,484
3 港湾管理費		493,875	13,902	507,777
	1 港湾管理費	493,875	13,902	507,777
4 港湾建設費		2,102,813	△ 348,784	1,754,029
	1 港湾建設費	2,102,813	△ 348,784	1,754,029
5 公債費		2,118,073	△ 3,315	2,114,758
	1 公債費	2,118,073	△ 3,315	2,114,758
7 災害復旧費		0	34,745	34,745
	1 港湾施設災害復旧費	0	34,745	34,745
歳 出	合 計	5,444,633	△ 254,238	5,190,395

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4	港湾建設費	社会資本整備事業費	千円 183,094

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成31年度～平成33年度	千円 187,835

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成31年度	千円 743	平成31年度～平成35年度	千円 10,377

第 4 表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設災害復旧事業費	千円 11,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国補港湾改修事業費	千円 86,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。	千円 49,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
社会資本総合整備事業費	235,000	〃	〃	〃	161,000	〃	〃	〃
一般管理費	6,000	〃	〃	〃	40,000	〃	〃	〃
港湾施設維持補修費	107,000	〃	〃	〃	89,000	〃	〃	〃
港湾改修事業費	25,000	〃	〃	〃	19,000	〃	〃	〃
国直轄事業負担金	1,257,000	〃	〃	〃	1,160,000	〃	〃	〃

平成 30 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 115,919 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,305,698 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		1,550,596	3,488	1,554,084
	1 使用料	1,550,596	3,488	1,554,084
2 財産収入		581,433	30,000	611,433
	1 財産運用収入	581,433	30,000	611,433
3 繰入金		309,547	38,889	348,436
	1 基金繰入金	309,547	38,889	348,436
4 繰越金		20,000	48,518	68,518
	1 繰越金	20,000	48,518	68,518
5 諸収入		40,203	△ 4,976	35,227
	2 雑入	40,170	△ 4,976	35,194
6 組合債		688,000	0	688,000
	1 組合債	688,000	0	688,000
歳 入	合 計	3,189,779	115,919	3,305,698

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 管理費		691,334	116,384	807,718
	1 施設管理総務費	394,487	99,108	493,595
	2 施設管理費	166,809	17,276	184,085
	3 ひき船事業費	130,038	0	130,038
2 建設事業費		907,747	2,147	909,894
	1 建設事業費	907,747	2,147	909,894
3 公債費		1,590,698	△ 2,612	1,588,086
	1 公債費	1,590,698	△ 2,612	1,588,086
歳 出	合 計	3,189,779	115,919	3,305,698

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成31年度～平成33年度	千円 31,174

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に 係る契約	平成31年度～ 平成36年度	千円 1,821	平成31年度～ 平成36年度	千円 8,708

 発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1
 四日市港管理組合経営企画部総務課
 電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
